

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第2報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。
 ・平成30年4月25日 医療課事務連絡 平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考																																
早77		上から7行目	<p>A218 「地域加算」に係る対象地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>地域加算点数 (1日につき)</th> <th>都道府県</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">7級地</td> <td rowspan="5">3点</td> <td>広島県</td> <td>世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>岩国市</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>綾川町</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成28年3月31日においてA218 地域加算の対象地域であったが、同年4月1日以降人事院規則九一四九第2条に規定する地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域のいずれにも該当しない地域(神奈川県山北町、大井町、岐阜県海津市、愛知県稲沢市、奈良県安堵町、河合町、福岡県篠栗町)については、平成32年3月31日までの間に限り、7級地とみなす。</p> <p>上記の人事院規則で定める地域及び当該地域に準ずる表の「地域」欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は村の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p>	級地区分	地域加算点数 (1日につき)	都道府県	地 域	7級地	3点	広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市	山口県	岩国市	徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町	香川県	綾川町	福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町	<p>A218 「地域加算」に係る対象地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>地域加算点数 (1日につき)</th> <th>都道府県</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">7級地</td> <td rowspan="5">3点</td> <td>広島県</td> <td>世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>岩国市</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>綾川町</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の人事院規則で定める地域及び当該地域に準ずる表の「地域」欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は村の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p>	級地区分	地域加算点数 (1日につき)	都道府県	地 域	7級地	3点	広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市	山口県	岩国市	徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町	香川県	綾川町	福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町	字句挿入
級地区分	地域加算点数 (1日につき)	都道府県	地 域																																		
7級地	3点	広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市																																		
		山口県	岩国市																																		
		徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町																																		
		香川県	綾川町																																		
		福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町																																		
級地区分	地域加算点数 (1日につき)	都道府県	地 域																																		
7級地	3点	広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市																																		
		山口県	岩国市																																		
		徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町																																		
		香川県	綾川町																																		
		福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町																																		
559	右	下から18行目	<p>F100 処方料</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 外来後発医薬品使用体制加算は、当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が70%以上、75%以上又は85%であるとともに、外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に行っている旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している保険医療機関において、1処方につき2点、4点又は5点を所定点数に加算する。</p>	<p>F100 処方料</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 外来後発医薬品使用体制加算は、当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が70%以上、75%以上又は80%であるとともに、外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に行っている旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している保険医療機関において、1処方につき2点、4点又は5点を所定点数に加算する。</p>	字句修正																																

564	右	上から16行目	F400 処方箋料 (1)～(7) 略 (8) 「2」において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合」については、区分「F100」処方料の(6)及び(7)に準じるものとする。 (9)～(14) 略	F400 処方箋料 (1)～(7) 略 (8) 「2」において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合」については、区分「F100」処方料の(6)に準じるものとする。 (9)～(14) 略	字句挿入
619	右	上から1行目	I002 通院・在宅精神療法 (1) 入院中の患者以外の患者であって、精神疾患又は精神症状を伴う脳器質性障害があるもの(患者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあつては当該患者の家族)に対して、精神科を担当する医師(研修医を除く。)が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法をいう。 (2)～(20) 略	I002 通院・在宅精神療法 (1) 入院中の患者以外の患者であって、精神疾患又は精神症状を伴う脳器質性障害(患者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあつては当該患者の家族)に対して、精神科を担当する医師(研修医を除く。)が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法をいう。 (2)～(20) 略	字句挿入